

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
なお、本件調達においては、以下の1(2)に示す設計業務にかかる調達手続きを一括して行うものとし、調達手続きにおいて特定した相手方と基本契約を締結し、その後、設計業務毎に個別契約を行うもの。

令和4年9月27日

東日本高速道路株式会社関東支社
支社長 千田 洋一

◎調達機関番号 417 ◎所在地番号 11

1 業務概要

(1)品目分類番号 42

(2)業務名

京浜管理事務所管内橋梁耐震補強検討に関する基本契約(その3)

設計業務① 第三京浜道路 都筑インターチェンジ橋耐震補強検討業務

設計業務② 横浜新道 保土ヶ谷IC～都筑IC間耐震補強検討業務

設計業務③ 横浜横須賀道路 横須賀IC～衣笠IC間耐震補強検討業務

(3)業務箇所

①自) 神奈川県川崎市高津区末長
至) 神奈川県横浜市都筑区川向町

自) 神奈川県横浜市南区別所
至) 神奈川県横浜市港南区日野中央

②自) 神奈川県横浜市都筑区早渕
至) 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西
町

自) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区星川
至) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区藤塚町

③自) 神奈川県横須賀市山中町
至) 神奈川県横須賀市佐原

自) 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町
至) 神奈川県横浜市金沢区能見台東

(4)業務内容

①本業務は第三京浜道路 都筑IC Aランプ橋他6橋の耐震補強検討を行うも

のである。

②本業務は第三京浜道路 保土ヶ谷IC第一橋他6橋の耐震補強検討を行うものである。

③本業務は横浜横須賀道路 衣笠IC第一橋他4橋の耐震補強検討を行うものである。

(5)想定する業務履行期間

「基本契約条件書」のとおり

2 参加資格

(1)東日本高速道路株式会社の契約規程実施

細則第6条の規定に該当しない者であること。

(2)東日本高速道路株式会社の令和3・4年度調査等競争参加有資格者のうち、「橋梁設計」の認定を受けている者であること。

(3)会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4)審査基準日(下記5(3).に示す「参加表明書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)から基本契約の相手方と決定する日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)に基づき、「地域3」において競争参加資格停止を受けていないこと。

(5)平成19年度以降に受渡しが完了した次に掲げる同種業務の実績を有すること。

同種業務：道路における橋梁(※1)の耐震補強設計(※2)

※1道路における橋梁とは、「H29年 道路橋示方書 V耐震設計編 2.1 総則」、「H24年 道路橋示方書 V耐震設計編 2.3 橋の重要度の区分」または「H14年道路橋示方書 V耐震設計編 2.3 橋の重

要度の区分」における「B種の橋」をいう。

※2耐震補強設計とは、既設橋脚本体のじん性や耐力を向上する設計又は免震化・地震時水平力分散構造化・制震構造化により既設橋脚に作用する地震時慣性力を軽減する設計をいう。

(6)審査基準日から基本契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1)企業の経験及び能力

4 技術提案書を特定するための評価基準

(1)基本的な実施手順、社内バックアップ体制

(2)特定テーマに対する技術提案（的確性、実現性及び独創性）

テーマ：釜利谷高架橋の耐震補強対策方法の選定に関する留意点

5 手続等

(1) 担当部署

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 東日本高速道路株式会社関東支社 技術部 調達契約課 市原 登
電話048-631-0020

(2)契約図書の交付期間及び方法

①交付期間 令和4年9月27日(火)から
令和4年10月13日(木)まで。

②交付方法 当社ホームページに掲載する。

(3)参加表明書の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和4年10月13日(木)午後4時まで。

②提出場所 上記(1)と同じ。

③提出方法 書留郵便等又は電子メール。（提出期限までに必着）

(4)技術提案書の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和4年12月19日(月)午後4時

まで。

②提出場所 上記(1)と同じ。

③提出方法 上記(3)③と同じ。

6 その他

(1)手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)契約保証 個別契約時の指示による。

(3)契約書作成の要否

基本契約：必要（作成方法については基本契約の相手方と協議する）…基本契約書案を参照のこと

個別契約：必要（作成方法については基本契約の相手方と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと

(4)関連情報を入手するための照会窓口は上記5(1)と同じ。

(5)技術提案書のヒアリングを行う。

(6)詳細はホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。

7. Summary

(1) Subject matter of the contract : Basic contract for seismic reinforcement design for bridges of Keihin Operation Office Jurisdiction (Part. 3)

(2) Time limit to express interests : 4:00P.M. 13 October 2022

(3) Time limit for the submission of proposals : 4:00P.M. 19 December 2022

(4) Official in charge of the contract of the procuring entity : Chida

Yoichi, Director General of Kanto
Regional Head Office, East Nippon
Expressway Co., Ltd.

(5)Classification of the services to
be procured : 42

(6)The language used for application
and inquiry shall be Japanese

(7)The contact point for documentation
relating to the proposal : Ichihara
Noboru, Deputy Manager of a
Procurement & Contract Section,
Technology & Procurement Department,
Kanto Regional Head Office, East
Nippon Expressway Co., Ltd. 1-11-20
Sakuragicho, Omiya-ku, Saitama city,
Saitama, 330-0854

TEL : 048-631-0020